在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち三　政府代表部の表北米の項の前に次のように加える。

アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	560,000	540,000	507,300	487,900	468,500	410,200	351,900	313,100	274,200	254,800	235,400	216,000

別表第二のうち三　政府代表部の表北米の項の前に次のように加える。

アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	11.2%	アメリカ合衆国ドル	4,816	4,064	3,462	3,010	2,709	2,408

附　則

この政令は、平成二十三年五月二十六日から施行する。

外務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百四十七号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項及び第二十九条の六第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「又は寄託数量」を「、寄託数量又は委託数量」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　食料安定供給特別会計の米管理勘定において、委託契約（米穀の貯蔵、加工及び売渡しに関する業務を一括して委託するものに限る。）をする場合において、一般競争に付するときは、その委託数量の範囲内において数量及び単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次委託数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

第二十条中「第三項」を「第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十二条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十四条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十九条第四項の規定による競争に付した場合において、落札数量が委託数量に達しないとき又は落札者のうち契約を結ばない者があるときに、委託数量に達するまで最低落札単価の制限内で契約を締結する場合

第二十四条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第二十五条中「前条第一項第四号から第六号まで」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百四十八号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十二年九月三十日まで」の下に「及び平成二十三年五月二十五日から平成二十四年三月三十一日まで」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

告　示

○経済産業省告示第百二十号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三条第三項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百十四号により公表した我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十三年五月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針の一部を改正する告示

我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成二十一年経済産業省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

十ハ1①中「平成22年3月まで」の下に「及び平成23年1月から平成23年9月まで」を、②中「平成22年3月まで」の下に「及び平成22年10月から平成23年9月まで」を加える。

附　則

この告示は、平成二十三年五月二十五日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）